


平成17年6月30日

国立大学法人埼玉大学
学長 田 隅 三 生 様

国立大学法人埼玉大学
監事 木内 徳 治
監事 武田 啓 一



平成16事業年度国立大学法人埼玉大学財務諸表及び
決算報告書に関する意見

国立大学法人法第35条において読み替えて準用される独立行政法人通則法第38条
第2項の規定に基づく監事の意見は、下記のとおりである。

記

国立大学法人埼玉大学の平成16事業年度財務諸表及び決算報告書についての会計監
査人中央青山監査法人の監査の方法及び結果は、相当であることを認める。